

# 第 4 回 定 例 町 議 会

平成 1 9 年

上砂川町議会第 4 回定例会会議録（第 1 日）

1 2 月 1 8 日（火曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会  
午前 1 1 時 3 5 分 散 会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について  
1 2 月 1 8 日～1 2 月 2 1 日  
4 日間
- 第 3 諸般の報告
  - 1 ) 議会政務報告
  - 2 ) 第 2 回砂川地区保健衛生組合議  
会定例会結果報告（大内議員）
  - 3 ) 中空知広域市町村圏組合議  
会第 2 回定例会結果報告（副議長）
  - 4 ) 石狩川流域下水道組合議  
会第 2 回定例会結果報告（議長）
  - 5 ) 例月出納検査結果報告  
（ 9 ・ 1 0 ・ 1 1 月分）
- 第 4 認定第 1 号 平成 1 8 年度上砂川  
町一般会計及び特別会計決算認定に  
ついて
- 第 5 認定第 2 号 平成 1 8 年度上砂川  
町水道事業会計決算認定について  
決算特別委員会委員長報告
- 第 6 町長行政報告
- 第 7 教育長教育行政報告
- 第 8 議案第 4 2 号 改良住宅退去者所有  
物処分事故の示談及び賠償金の額の  
決定について
- 第 9 議案第 4 3 号 一般職の職員の給与  
に関する条例の一部を改正する条例  
制定について
- 第 1 0 議案第 4 4 号 上砂川町単身者住宅  
条例の一部を改正する条例制定につ

いて

- 第 1 1 議案第 4 5 号 空知教育センター組  
合規約の一部を改正する規約につ  
いて
- 第 1 2 議案第 4 6 号 平成 1 9 年度上砂川  
町一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 3 議案第 4 7 号 平成 1 9 年度上砂川  
町立診療所事業特別会計補正予算  
（第 1 号）
- 第 1 4 議案第 4 8 号 平成 1 9 年度上砂川  
町老人保健施設事業特別会計補正予  
算（第 1 号）
- 第 1 5 議案第 4 9 号 平成 1 9 年度上砂川  
町下水道事業特別会計補正予算（第  
2 号）
- 第 1 6 議案第 5 0 号 平成 1 9 年度上砂川  
町水道事業会計補正予算（第 1 号）  
議案第 4 2 号～第 5 0 号まで  
は、提案理由・内容説明までとす  
る。

---

○会議録署名議員

5 番 川 上 三 男  
6 番 小 林 繁

---

開会の宣告

○議長（貝沼宏幸） ただいまの出席議員は 1 0  
名であります。

理事者側につきましても、全員出席しておりま  
す。

定足数に達しておりますので、平成 1 9 年第 4

回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

なお、本定例会より大西教育委員長が出席しておりますので、ご紹介いたします。大西教育委員長。

○教育委員長（大西よし子） 貴重な時間をいただきましたので、一言だけごあいさつをさせていただきます。

先日、教育委員の入れかえがございまして、去る10月1日、臨時教育委員会を開催いたしました。そのときに互選によりまして、不肖私大西が委員長を預かることになりました。年こそ随分人並みに重ねましたし、長い間教育委員をさせていただきました。しかし、いまだ知識の不足や皆さんとの接触の仕方など、十分にできていないことと私自身がいつも思っております。何か自分で決断するとき、それから何か1つのことをしようということになりますと、決断も早くやり遂げるとい性格を持っていますが、人の上に立って、そして問題解決あるいはリーダー性ということについては、自分なりにこの年になっても不足というふうに感じています。ただ、委員長として私自身は不足でございますし、ふさわしくないというふうにも思っておりますので、何とか皆さんの力をおかりして、教育長もそばにいてくれますので、そんなことで務めさせていただこうというふうを考えております。どうぞこれからもよろしくご指導くださいますようお願い申し上げます。

（開会 午前10時00分）

---

#### 開議の宣告

○議長（貝沼宏幸） 直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 会議録署名議員指名について

○議長（貝沼宏幸） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定

によって、5番、川上議員、6番、小林議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

---

#### 会期決定について

○議長（貝沼宏幸） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月21日までの4日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月21日までの4日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

#### 諸般の報告

○議長（貝沼宏幸） 日程第3、諸般の報告を行います。

議政報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しておりますので、ごらんになっていただき、報告にかえさせていただきます。

次、第2回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告について、大内議員。

○4番（大内兆春） 砂川地区保健衛生組合議会について。

標記の件について、平成19年第2回砂川地区保健衛生組合議会定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

記、1、日時は平成19年11月30日金曜日午後3時からでございます。場所は、砂川市役所議会委員会室であります。

議件、議案第1号 砂川地区保健衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第3号 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について。議案第4号 砂川地区保健衛生組合職

員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第2号 組合の機関の要求により出頭、参加又は旅行した者の費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について。議案第5号 平成18年度砂川地区保健衛生組合会計決算の認定を求めることについて。報告第1号 事務報告書の提出について。報告第2号 定期監査報告。報告第3号 例月出納検査報告。

結果でございますが、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

○議長（貝沼宏幸） 以上で第2回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告を終わります。

次、中空知広域市町村圏組合議会第2回定例会結果報告について、堀内副議長。

○副議長（堀内哲夫） 中空知広域市町村圏組合議会について。

標記の件につき、平成19年中空知広域市町村圏組合議会第2回定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告申し上げます。

日時でございますが、平成19年12月5日水曜日午後1時。場所につきましては、滝川市総合福祉センター集会室。

議件でございますが、報告第1号 定期監査報告について。報告第2号 例月現金出納検査報告について。議案第1号 中空知交通災害共済事業基金条例の一部を改正する条例について。認定第1号 平成18年度中空知広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について。認定第2号 平成18年度中空知広域市町村圏組合交通災害共済特別会計歳入歳出決算の認定について。認定第3号 平成18年度中空知広域市町村圏組合交通遺児奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定について。認定第4号 平成18年度中空知広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

結果、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で中空知広域市町村圏組合議会第2回定例会結果報告を終わります。

次、石狩川流域下水道組合議会第2回定例会結果報告について、私から行います。

本定例会は、去る12月5日、滝川市総合福祉センターにおいて開催されました。

案件につきましては、報告2件、認定1件、議案1件の計4件であります。

報告第1号は、平成18年11月1日から平成19年10月1日までの定期監査報告について。報告第2号は、平成19年1月分から平成19年9月分までの例月現金出納検査報告。認定第1号は、平成18年度石狩川流域下水道組合一般会計歳入歳出決算の認定について。議案第1号は、平成19年度石狩川流域下水道組合一般会計補正予算（第1号）であります。いずれも満場一致で、原案のとおり可決されました。

以上、報告といたします。

次、例月出納検査結果報告を行います。

本件につきましては、お手元に配付の報告書の9、10、11月分のとおりでありますので、ごらんいただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

認定第1号 認定第2号

○議長（貝沼宏幸） 日程第4、認定第1号 平成18年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について、日程第5、認定第2号 平成18年度上砂川町水道事業会計決算認定について議題といたします。

本件につきましては、決算特別委員会を設置いたしまして、それぞれ付議しており、その審査の結果報告書が議長の手元に提出されておりますので、この際2件を一括して決算特別委員長より報告を求め、その後それぞれ採決してまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

本件について委員長の報告を求めます。椿原委員長。

○決算特別委員長（椿原満春） 決算特別委員会の報告をいたします。

本決算特別委員会に付託されました案件について審査の結果、次のとおり結論を得たので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

議件名でございますが、認定第1号 平成18年度上砂川町一般会計及び特別会計（国民健康保険特別会計、土地開発造成事業特別会計、町立診療所事業特別会計、老人保健施設事業特別会計、土地取得事業特別会計、下水道事業特別会計、保養施設事業特別会計）決算認定について。認定第2号 平成18年度上砂川町水道事業会計決算認定について。

審査の経過ですが、平成19年9月25日の第3回上砂川町議会定例会において付託になりました案件について、去る11月14日、15日、16日の3日間にわたり本特別委員会を開催して、地方自治法の規定に基づき提出された決算書並びに関係書類により所管課長等から説明を聞き取り、慎重に審査を行いました。

審査の結果ですが、認定第1号 平成18年度上砂川町一般会計及び特別会計決算は、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。認定第2号 平成18年度上砂川町水道事業会計決算は、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で決算特別委員会の報告を終わります。

○議長（貝沼宏幸） ただいま決算特別委員長より、認定第1号及び認定第2号についてそれぞれお手元に配付してありますように報告書をもって報告がございました。

本件については全員により審議されておりますので、この際質疑、討論を省略し、採決してまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。認定第1号について、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 平成18年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定については、委員長報告どおり原案を認定することに決定いたしました。

次、認定第2号について、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号 平成18年度上砂川町水道事業会計決算認定については、委員長報告どおり原案を認定することに決定いたしました。

---

#### 町長行政報告

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第6、町長の行政報告を行います。町長。

○町長（加賀谷政清） 町長行政報告をいたします。

今回報告いたします事項は、去る9月の第3回定例会から本定例会までの町政執行上の事項についてであります。お手元に配付の報告書により報告とさせていただきますが、1件、地方自治体財政健全化法に基づく新財政破綻基準の概要について報告をいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が本年制定されたことにより、新しい自治体財政破綻基準の財政4指数が今月の7日に総務省から発表されましたので、その概要について報告をいたします。

資料を添付いたしておりますので、ご参照願いたいと思っております。この法律は、夕張市の財政破綻に起因するもので、財政再建団体へ転落する前に

対策を講じるものとして創設されたもので、これまでの法律では地方自治体みずからの判断による財政再建団体への申請基準しかなかったものを早期健全化基準と財政再生基準の2つの区分とし、4つの指数によりわかりやすい判断基準としたもので、普通会計のみならず、各企業会計や会社などを含めた会計全体での財政分析で判断するものとしたものであります。

また、それぞれ規定された基準が1つでも基準以上となった場合には、早期健全化団体として自主的な改善努力により財政の健全化を図るものとし、早期是正が困難な場合には財政再生基準の適用を受け、国の関与による財政再生団体の指定となるものであります。これがこの旧法でいいます財政再建団体となるものでありまして、厳しい行財政運営を強いられるものであります。いずれの場合においても計画の策定が求められますので、毎年度判断比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告しなければならないことになっております。

それでは、4指標の判断基準についてご報告をいたします。初めに、表の の実質赤字比率であります。備考欄に記載されておりますように普通会計の標準財政規模に対する赤字の比率を見るもので、財政規模に応じ、早期健全化基準では赤字比率11.25%から15%以上、財政再生基準では20%以上の場合に該当となるものです。本町の場合は、平成18年度の決算ベースとしたときには、平成18年度は黒字決算をしており、繰り上げ充用並びに支払い繰り延べ額等もないことから、この項目には該当しないものであります。

次に、 の連結実質赤字比率であります。備考欄に記載されておりますように全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率をあらわすもので、早期健全化基準では財政規模に応じて赤字比率が16.25%から20%以上、財政再生基準では30%以上の場合に該当するものです。本町の場合には、各会計とも赤字がなく、資金不足等

も生じていないことから、この項目についても該当ならず、逆に括弧書きに記載されておりますように3.1%の黒字比率となっております。

第3には、 の実質公債費比率であります。過去3年間の実質公債費比率の平均を出すもので、備考欄に記載されておりますように全会計及び一部事務組合などの起債償還に充てた一般財源の比率をあらわすもので、早期健全化基準では25%以上、財政再生団体では35%以上の場合が該当になるものとなっております。本町の場合は、平成18年度において産炭地域発展基金問題に伴いまして、一時的にこの比率が33%となっておりますが、公表義務の生じます平成19年度には25.4%、法適用の平成20年度には17.4%と見込んでおり、さらに順次低下していくことから問題が生じず、該当にはならないと考えております。

最後に、第4の の将来負担比率であります。これは公営企業、出資法人等を含めた全会計の起債残高と一部事務組合起債残高、第三セクターなどの損失補償等実質的負債の標準財政規模に対する比率をあらわすものとなっております。350%以上が該当となっておりますが、本町の場合は公営企業、出資法人等を含め普通会計の実質的な負債がないことや現段階での具体的算出方法が示されていないことから、表では空欄となっております。この項目にも該当にはならないものと考えております。

以上のことから、本町の場合におきましては、これまで住民の皆さん並びに議員各位のご理解とご協力により平成13年度から行財政改革に取り組み、さらに今回策定いたしました財政健全化計画の推進によりまして、法適用となります平成20年度においてもこの4指標の判断基準すべてが該当にはならないことから、懸念されております早期健全化団体並びに財政再生団体の指定にならない財政状況となりますので、ご報告申し上げます。

今後も交付税の削減などにより厳しい財政状況にあります。今回の策定した財政健全化計画などにより財政運営を進め、健全財政に努めてまいりたいと考えておりますので、議員各位のご協力をお願い申し上げまして、町長の行政報告といたします。

以上であります。

○議長（貝沼宏幸） 以上で町長の行政報告を終わります。

---

#### 教育長教育行政報告

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第7、教育長の教育行政報告を行います。教育長。

○教育長（樫 満雄） 教育行政報告を申し上げます。

平成19年第3回定例会以降の町内外の主要な会議、行事につきましては、お手元に配付させていただいております報告書のとおりでございますが、全国学力テストの結果につきましてご報告申し上げます。

ご承知のように、全国学力テストにつきましては本年4月の24日、43年ぶりに全国の小学校6年生、中学校3年生を対象に一斉に実施され、その結果の公表が10月24日、文部科学省から行われました。

公表は、基礎的知識をはかる国語A、算数A、数学Aと知識を活用する力を見る国語B、算数B、数学Bに分けて公表され、公表結果につきましては北海道の平均正答率は小学校、中学校ともほとんどの科目で全国平均を下回り、本町の場合も北海道と同様の状況にあります。具体的な数字を挙げた公表につきましては、文部科学省から本調査により測定できるのは学力の一部であることや学校における教育活動の一側面にすぎないことを踏まえて、序列化や過度な競争につながらないよう十分配慮して取り扱うこととされ、個々の市町村名、学校名を明らかにした公表は行わないこととの指導がありますので、そのようにさせていた

だきたいと存じます。

ただ、全国的、全道的にも本町にも言えることは知識、技能を活用する力、つまり応用力でございますが、そこに課題があるということで、文部科学省から次のような指導改善のポイントが示されました。

それは、小学校国語では、話の要点のメモをとりながら聞いたりする言語活動の導入や文章を要約するなどの言語活動を取り入れることと中学校国語では目的に沿った話し方、適切に聞き取る力を身につけさせる活動、手紙文の書き方などの基礎的、基本的な学習内容を習得させることなどでございます。小学校算数では、数の意味を理解する活動の充実のほか、問題解決のために必要な情報を選択して考える活動の充実を図ることや中学校数学では文字式の意味、見通しを持って説明を構想する活動の充実を図ることなどが挙げられております。当教育委員会におきましてもこれら指導改善のポイントを踏まえ、学校現場に適切な指導を行い、児童生徒の学力の向上に努めてまいっているところでございます。

以上を申し上げて、報告にかえさせていただきます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で町長の行政報告並びに教育長の教育行政報告を終わります。

---

#### 議案第42号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第8、議案第42号 改良住宅退去者所有物処分事故の示談及び賠償金の額の決定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第42号 改良住宅退去者所有物処分事故の示談及び賠償金の額の決定について、提案理由を申し述べますので、ご審議賜りますようお願いいたします。

上砂川町は、改良住宅退去者所有物処分事故にともなう所有者との示談及び賠償金の額を次のと

おり決定する。

提案理由といたしましては、上砂川町所有の改良住宅退去に伴い発生した物品処分事故の示談及び賠償金の額の決定について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき議会の議決に付するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、ご指示によりまして議案第42号について内容の説明をいたします。

本件事故発生の経過でございますが、既に概要説明等々をさせていただいたところでございますが、鶉3条■■丁目■■■■に所在の改良住宅に入居しておりました■■■■氏が5月30日退去するに当たり、物置に残された物品につきまして双方の連絡不備により誤って処分をしたものでございます。

具体的には、5月30日に本人よりかぎの返還を受けまして、翌31日に建設水道課担当者が住宅を調査し、修繕及び物置内の不用と思われる廃棄物処理を業者に見積もり依頼したところであり、業者は6月1日に担当者が不在でございましたが、物置内の廃棄物処分作業に着手したところ、その直後に退去者の父から物置の物品預かりの依頼、本人は5月31日に依頼したというふうに主張していたところでございますが、いずれにしても管理係が承知したということでございまして、手違いにより業者に伝わらず、家財道具等を処分したというものでございます。

相手方との協議経過でございますが、6月4日に退去者の父親から物置の物品が紛失しているとの指摘がございまして補償を求められ、その後都度協議をしてきましたが、6月22日に物品補償22万円、それと子供たちの幼少期からのアルバ

ム等の記念品返還不能の慰謝料100万円の合計120万円の賠償を求められましたので、弁護士と相談の結果、基本的考え方として物品補償はゼロ査定ではあるが、物流価格の半額ということで10万円程度、それと返還不能となりました慰謝料につきましてはアルバム等の重要物件である旨の告知義務違反による過失相殺が適用されるであろうということでございまして、この補償額につきましては30万円から60万円が妥当であるとの見解をいただきましたので、第1回目の交渉では合計で40万円、2回目の交渉では60万円を提示し、協議してまいりましたが、いずれも交渉は不調に終わったところでございます。

その後、7月4日に退去者の父から弁護士に正式に示談交渉を依頼した旨の電話がございまして、再度町といたしましても弁護士と相談の結果、これからは弁護士同士の示談交渉の取り扱いとしていたところでございます。10月3日に相手方弁護士から物品補償10万円、慰謝料50万円で示談をする旨の連絡がございまして、本議案の提出と補正予算の措置についてお願いするものでございます。

なお、示談につきましては、平成19年12月11日に双方代理人の弁護士により取り交わされたところでございまして、本議会の議決をもって初めて効力を発するものでございますので、事情をご理解賜りたくお願い申し上げます。

それでは、本文に入らせていただきます。改良住宅退去者所有物処分事故の示談及び賠償金の額の決定について。

上砂川町は、改良住宅退去者所有物処分事故にともなう所有者との示談及び賠償金の額を次のとおり決定する。

記、1、示談をする相手方の住所・氏名、住所、滝川市西町1丁目6番5号■■■■号室、氏名、■■■■。

2、示談の要旨、平成19年6月1日上砂川町



鶉3条 丁目 (改良住宅 ) で前入居者の所有物を処分した件について、次の賠償金の額をもって本人と示談を締結する。

3、賠償金の総額、60万円。記念品返還不能慰謝料50万円、家財道具時価補償10万円。

4、示談の代理人の住所・氏名、甲(上砂川町) 代理人、札幌市中央区南1条西10丁目南1条道銀ビル4階、三木明法律事務所、弁護士、三木明。乙(前田恵一) 代理人、札幌市中央区北1条西3丁目井門札幌ビル704、田中燈一法律事務所、弁護士、田中燈一。

以上でございます。

○議長(貝沼宏幸) 以上で内容の説明を終わります。

#### 議案第43号

○議長(貝沼宏幸) 次、日程第9、議案第43号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(加賀谷政清) ただいま上程されました議案第43号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由を申し述べますので、ご審議賜りますようお願いいたします。

提案理由といたしましては、一般職の職員の給与について、行財政改革に係る削減内容の見直しを講じ、あわせて人事院勧告に基づく改定を行うため、関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長(貝沼宏幸) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めてまいります。別表第1、別表3、別表第4の内容は相当量となっておりますので、読み上げについては省略したい

と思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(貝沼宏幸) 異議なしと認めます。

それでは、副町長。

○副町長(貝田喜雄) それでは、ご指示によりまして議案第43号につきまして内容の説明をいたします。

お手元に配付してございます資料ナンバー1をごらんいただきたいと思っております。このたびの改正は、行財政改革による職員給与の独自削減分のうち現行実施してございます給料、期末、勤勉手当、通勤手当等の流れの中で職員の期末、勤勉手当等の削減内容について見直しを行い、あわせて平成19年度の人事院勧告に基づく改定を行うものでございます。

最初に、1番の期末、勤勉手当削減の緩和措置でございます。現在主な独自削減といたしまして、一般職の給料は20%、期末、勤勉手当は10%の削減を継続実施しているところであります。このうち期末、勤勉手当の削減につきましては、20%削減後の給料額を基礎として算出しておりますが、道内各市町と比較いたしましても下位の給料支給となっているようなことございまして、給料削減の影響を現在の半分の10%とするものでございます。この措置は、期末、勤勉手当支給額の算出上の措置でありますので、給料20%と期末、勤勉手当10%の削減につきましては変更はなく、現行どおり継続するものでございます。実施日は、平成19年12月1日とするものであります。

なお、町の特別職並びに議員の皆さん方の手当につきましては緩和措置を講ぜず、現行どおりとするものでございます。

次に、2番の平成19年度人事院勧告に基づく給与改定でございます。人事院は、本年8月8日に国家公務員の給与等に関して9年ぶりのプラス勧告を行いました。主な内容は、本年4月現在の民間事業所の給与調査で公務員の給与が民間給与

を下回っていることから、官民格差1,352円、0.35%を解消するため、初任給を中心に若年層に限定した俸給表の引き上げと子などに係る扶養手当の支給月額を500円引き上げるものでございます。さらに、民間ボーナスの支給実績を踏まえまして、勤勉手当の支給月数を年間0.05月分引き上げる内容となっております。

なお、本省部局長級以上の指定職職員及び内閣総理大臣、国務大臣等の特別職の給与につきましては、改定見送りとした閣議決定がなされているところでございます。

本町におきましては、職員の給与が行財政改革の独自削減によって相当低い水準にあり、また従前から国の人事院勧告を尊重することを基本としていることから、勧告内容での給与改定を行おうとするものでございます。ただし、実施時期につきましては現在本町の置かれております状況を考慮し、勧告の実施日から1年おくれの平成20年4月1日とするものでございます。

また、特別職及び議員の手当につきましては、国の指定職と同様に改定を見送りたいと考えるものでございます。職員の給与につきましては、今後も財政状況に応じて見直し、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それでは、本文に入らせていただきますが、条例本文中の別表につきましては、議長のお取り計らいによりまして読み上げを省略させていただきますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年上砂川町条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第3項ただし書を次のように改める。

ただし、退職する職員の当該退職の日における給料月額は、減じる前の額とし、期末手当及び勤勉手当の額の算出の基礎となる給料月額は、減じ

る前の給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「6,000円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については6,500円、職員に配偶者がいない場合にあっては）」を「6,500円（職員に配偶者がいない場合にあっては、）」に改める。

第8条の2第3項中「扶養親族たる配偶者の」を「配偶者の」に、「について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた」を「が配偶者のない職員となった」に改める。

第17条第2項中「100分72.5」を「100分の75」に改める。

別表第1、別表第3及び別表第4を次のように改める。

附則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成19年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成20年4月1日から施行する。

（給与の内払）

2 この条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

---

議案第44号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第10、議案第44号 上砂川町単身者住宅条例の一部を改正する条例制定について議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第44号 上砂川町単身者住宅条例の一部を改正する条例制定について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川町単身者住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、単身者の定住促進を図るため、職員単身者住宅を一般住民の入居可能な住宅とするに伴い、関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、ご指示によりまして議案第44号について内容の説明をいたします。

単身者住宅につきましては、産業の振興、雇用の安定及び定住促進を図るため、一般の職を有する等の住民向けに中央地区に3棟24戸、朝駒地区に2棟16戸を建設し、住民用に供しているところでございます。このような中で、このたびの改正につきましては平成7年度に建設いたしました1棟8戸の本町職員単身者住宅について空戸が生じていることから、本住宅の立地条件や居住環境等を勘察し、一般住民の方も入居できるように見直すものでございまして、特に町内誘致企業に勤務している町外の方を中心に広く一般開放することにより定住促進を図り、有効活用を進めるものでございます。

家賃でございますが、朝駒単身者住宅と同様の間取りのため、月額2万8,000円とし、新たに他の単身者住宅を含めまして居住環境整備と入居促進を図るため、現行家賃の中で駐車場の補助的な除雪と、あわせまして周辺の草刈り等を年2回程度行うとしてサービス確保に努めるものでご

ざいます。

なお、本住宅への入居希望や問い合わせが秋口より寄せられておりましたことから、10月中旬には町内各誘致企業へのPRのほか、11月号町広報にあわせてパンフレットを配布したところでございます。既に10月1日に1名の方が入居をされまして、12月にも1名の方が入居する予定になっておりますので、ご理解賜りたくお願い申し上げます。

それでは、本文に入らせていただきます。上砂川町単身者住宅条例の一部を改正する条例。

上砂川町単身者住宅条例（平成2年上砂川町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第12条に次の1号を加える。

（4）平成7年度建設 月額2万8,000円  
附則

この条例は、公布の日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

---

#### 議案第45号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第11、議案第45号 空知教育センター組合規約の一部を改正する規約について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第45号 空知教育センター組合規約の一部を改正する規約について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、空知教育センター組合規約の一部を次のとおり改正する。

提案理由といたしましては、空知管内の教職員の研修及び研修に係る調査研究に関する事務等を共同処理する市町の数を増加するため、規約の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、  
よろしく願いをいたします。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、ご指示により議案第45号について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、滝川市にあります空知教育センター組合に美唄市が加入することにより規約の一部を改正するものであります。

美唄市は、これまで独自に教育研究所を運営しておりましたが、厳しい財政状況からこれらを維持していくことが困難となり、平成20年3月末で廃止をすることから、平成20年度から空知教育センター組合に加入の申し出があったところでございます。

改正の内容は、現行規約では規約第4条に空知管内25市町のうち組合市町から岩見沢市、美唄市及び三笠市を除く22市町を対象とすると規定されておりますが、このうち美唄市を削除することとなり、これにより岩見沢市及び三笠市を除く23市町に改めます。

また、空知教育センターの構成市町は美唄市が加入することにより1市ふえまして、現行の22市町から23市町になるものでございます。

今回の規約改正は、地方自治法の規定に基づき構成市町の議会議決を要しますことから提案するものでございまして、加盟市町が本12月議会に提案し、議決の運びとなりました後に組合より知事へ許可を受けることとなっておりますことを申し添えておきたいと思っております。

それでは、本文に入らせていただきます。空知教育センター組合規約の一部を改正する規約。

空知教育センター組合規約（昭和43年4月26日地方第691号指令）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「、美唄市」を削り、「22市町」を「23市町」に改める。

第8条及び第15条第2項第3号中「22市町」を「23市町」に改める。

附則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。  
以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時01分

○議長（貝沼宏幸） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 議案第46号

○議長（貝沼宏幸） 日程第12、議案第46号平成19年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第46号平成19年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

本文をご参照いただきたいと思います。

平成19年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ840万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億8,080万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成19年12月18日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、

よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、ご指示によりまして議案第46号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、12款使用料及手数料32万円の減額で、2億2,995万8,000円となります。

1項使用料32万円の減額で、1億9,576万4,000円となります。

13款国庫支出金12万1,000円の減額で、8,430万4,000円となります。

2項国庫補助金12万1,000円の減額で、1,056万4,000円となります。

14款道支出金246万2,000円の追加で、9,955万3,000円となります。

2項道補助金250万4,000円の追加で、1,524万5,000円となります。

3項道委託金4万2,000円の減額で、1,503万円となります。

18款諸収入174万6,000円の追加で、3億480万4,000円となります。

4項雑入174万6,000円の追加で、2億8,653万6,000円となります。

19款町債350万円の追加で、1億2,410万円となります。

1項町債、同額であります。

20款繰越金113万3,000円の追加で、1,527万4,000円となります。

1項繰越金、同額でございます。

歳入合計が840万円の追加で、25億8,080万円となります。

2、歳出、2款総務費37万2,000円の追加で、1億8,716万1,000円となります。

1項総務管理費41万4,000円の追加で、1億7,363万6,000円となります。

5項統計調査費4万2,000円の減額で、26万8,000円となります。

3款民生費499万3,000円の追加で、6億2,729万1,000円となります。

1項社会福祉費489万3,000円の追加で、5億8,636万9,000円となります。

2項児童福祉費10万円の追加で、4,038万3,000円となります。

4款衛生費114万2,000円の減額で、1億8,400万1,000円となります。

1項保健衛生費103万5,000円の減額で、6,062万5,000円となります。

2項清掃費10万7,000円の減額で、1億2,337万6,000円となります。

6款農林水産業費98万9,000円の追加で、109万3,000円となります。

1項林業費、同額であります。

8款土木費214万3,000円の減額で、2億29万4,000円となります。

1項土木管理費383万円の減額で、7,820万7,000円となります。

2項道路橋りょう費88万9,000円の追加で、4,561万3,000円となります。

3項住宅費79万8,000円の追加で、7,647万4,000円となります。

9款消防費152万9,000円の追加で、1億2,015万6,000円となります。

1項消防費、同額であります。

10款教育費135万円の追加で、7,610万7,000円となります。

2項小学校費60万円の追加で、2,488万7,000円となります。

3項中学校費75万円の追加で、3,042万7,000円となります。

12款公債費283万6,000円の追加で、7億1,155万4,000円となります。

1項公債費、同額であります。

13款職員費38万4,000円の減額で、3億6,608万9,000円となります。

1項職員費、同額であります。

歳出合計が840万円の追加で、25億8,080万円となります。

第2表、地方債補正。1、変更、起債の目的、補正前限度額、補正後限度額。臨時財政対策債、1億円、1億490万円。鶉本町団地線改修事業、260万円、240万円。鶉北線排水改修事業、370万円、350万円。既設改良住宅改善事業、580万円、510万円。既設公営住宅改善事業、450万円、420万円。

7ページの事項別明細書、歳出へまいります。このたびの補正でございますが、議案第43号で説明いたしました一般職給与の見直しと年度間の異動による人件費の精査及び単価アップによります燃料費の追加が主な補正内容となるものでございます。

3、歳出、総務費、総務管理費、1目一般管理費63万5,000円の追加で、3,704万4,000円となります。4節共済費は健保及び年金で、臨時職員等にかかわる精査でございます。需用費90万円は、庁舎用燃料の追加でございます。

2目文書広報費47万1,000円の減額で、571万4,000円となります。需用費の237万2,000円の減額は印刷製本費で、町例規をパソコン閲覧するためのデータベース化により250万円を減額し、委託料に組みかえるものでございます。あわせまして、町広報用で12万8,000円の追加でございます。13節委託料につきましては、組みかえによる町例規の整備業務でございます。

10目町民センター管理費25万円の追加で、1,987万1,000円となります。燃料費の追加でございます。

総務費、統計調査費、1目諸統計調査費4万2,000円の減額で、26万8,000円となりま

す。各種統計調査員の報酬と消耗品の精査でございます。

民生費、社会福祉費、1目社会福祉総務費235万1,000円の追加で、2億3,579万1,000円となります。お手元に配付していただきます資料ナンバー2の障害者自立支援対策推進事業をごらんいただきたいと思います。よろしいでしょうか。障害者自立支援法のスムーズな移行と定着を図るため、入所施設や通所施設運営事業者に対しまして、報酬引き下げ等の制度改正の激変緩和措置の一環として市町村の必須事業として実施するというものでございます。

事業内容でございますが、3つの事業から成るものでございます。1つに、事業運営円滑化事業といたしまして、報酬改定に伴う減額分を従前の報酬額の90%を補償するというものでございまして、129万2,000円の事業費に対しまして道が4分の3補助で96万9,000円、残り4分の1が町負担ということで32万3,000円となるものでございます。平成19年度と20年度の2年間の実施となりまして、対象事業所等は備考欄に記載のとおり4つの施設が対象となるものでございます。

2つ目でございますが、通所サービス利用促進事業といたしまして、利用者の送迎に要した費用を事業者に助成するものでございます。事業費は32万4,000円で、道補助24万3,000円、8万1,000円が町負担でございます。深川市の施設を2名の人が利用しているもので、12市町の利用者割による負担金となるものでございます。

3つ目が就労意欲促進事業ということでございまして、入所施設で生産活動に従事しております低所得者に対しまして、自立を促進するため工賃額に応じた給付金を支給するという内容のものでございまして、これにつきましては19年度の実施で事業費は73万5,000円、道が55万1,000円、町が18万4,000円の負担を

するものでございます。対象者は7人ということになるところでございます。

これによりまして、3つの事業の総事業費は235万1,000円となり、うち道補助金176万3,000円を歳入で受けるというものでございます。

予算書へお戻りください。ただいま説明いたしましたとおり、19節の負担金補助及交付金で通所サービス利用促進事業として32万4,000円を計上するもので、20節の扶助費で事業運営円滑化事業といたしまして129万2,000円、就労意欲促進事業として73万5,000円を計上するものでございます。

4目特別養護老人ホーム費47万5,000円の減額で、1億2,401万8,000円となります。10月1日付人事異動等によりまして介護員1名の減員ほか、職員人件費の減額精査をいたしまして臨時看護師及び介護員にかかわる賃金精査で31万3,000円を減額し、燃料費といたしまして180万円を追加する内容でございます。

6目のデイサービスセンター費135万3,000円の追加で、2,171万5,000円となります。職員手当と共済費につきましては精査でございます。11節の需用費127万4,000円の追加は、利用者が1日10人と見込んでございましたが、13人となりまして、それぞれ所要経費を追加するものでございます。消耗品で動作訓練用11万円を追加いたしまして、賄い材料で18万4,000円、燃料費につきましては80万円の追加でございます。なお、修繕料につきましては給湯循環ポンプの修繕でございます。

8目地域包括支援センター費166万4,000円の追加で、2,236万7,000円となります。これにつきましても10月1日付の人事異動等による介護員1名の増員ほか、職員人件費の精査をいたしまして、9月末に退職の臨時保健師賃金129万1,000円について減額精査するものでございます。

民生費、児童福祉費、2目保育所費10万円の追加で、1,157万6,000円となります。燃料費の追加であります。

衛生費、保健衛生費、1目保健衛生総務費141万4,000円の減額で、4,202万9,000円となります。人件費等の精査によりまして町立診療所事業会計繰出金152万円の減額、それと水道事業会計繰出金10万6,000円の追加でございます。

2目予防費22万9,000円の追加で、1,124万7,000円となります。4月から8月までに要しました臨時保健師賃金の追加でございます。

3目の環境衛生費15万円の追加で、734万9,000円となります。下鶉及び東町共同浴場のボイラーの修繕料の追加となるものでございます。

衛生費、清掃費、1目清掃総務費10万7,000円の減額で、22万5,000円となります。河川清掃作業員賃金の精査でございます。

農林水産業費、林業費、1目林業振興費98万9,000円の追加で、109万3,000円となります。19節の負担金補助及交付金の追加となりますが、資料ナンバー3の森林整備地域活動支援交付金の概要をごらんいただきたいと思っております。

制度の目的でございますが、近年の林業採算性の悪化によりまして林業生産活動の停滞等に対応するため、森林所有者が森林施業計画に基づく適切な森林整備の促進を図るため、実施する事業につきまして国、道補助金を得ながら市町で支援するというものでございます。

制度の内容でございますが、期間的には平成19年から23年度までの5年間といたしまして、実施区域の明確化としてのくい打ちほか、歩道の整備等について1ヘクタール当たり5,000円を交付するものでございまして、国の2分の1の補助を含め、道が4分の1、町が4分の1の負担

となり、森林所有者と町の協定締結により進めるものでございます。

制度の仕組みについては、後ほどごらんいただきたいと思えます。具体的には4に記載のとおりでございます。対象となります森林につきましては、若葉台の南側にございます森林や上砂川トンネルの北側にある森林など、計51カ所で197.8ヘクタールとなるものでございまして、所有者につきましては美唄市の三鉱石油株式会社となるものであり、予算につきましては歳出で98万9,000円の計上で、道補助金74万1,000円が措置されまして、町の負担となります24万7,000円にありましては、このたびは事業者の申し出によりましてご負担いただけるということでございますことから、雑入へ収入するという予算になるものでございます。

予算書へお戻りください。土木費へまいります。土木費、土木管理費、1目土木総務費383万円の減額で、7,820万7,000円となります。人件費精査による下水道事業特別会計繰出金の減でございます。

土木費、道路橋りょう費、1目道路維持費88万9,000円の追加で、4,561万3,000円となります。11節の需用費は、除雪重機燃料の追加でございます。13節委託料39万2,000円は、除排雪業務にかかわります燃料費増嵩分の追加でございます。15節の工事請負費43万6,000円の減額は、それぞれ執行残の精査でございます。

土木費、住宅費、1目住宅管理費60万円の追加で、4,368万2,000円となります。議案第42号でご説明いたしました改良住宅退去者所有物処分事故賠償金の計上でございます。

2目公営住宅建設費19万8,000円の追加で、3,279万2,000円となります。人件費の精査によりまして追加と、あわせまして公営住宅及び改良住宅にかかわります水洗化工事の執行残21万8,000円を減額するものでございます。

消防費、消防費、1目常備消防費152万9,000円の追加で、1億1,243万円となります。人件費精査による追加と燃料費43万円の追加でございます。

教育費、小学校費、1目学校管理費60万円の追加で、1,849万円となります。燃料費の追加でございます。

教育費、中学校費、1目学校管理費75万円の追加で、2,312万7,000円となります。燃料費の追加でございます。

公債費、公債費、1目元金283万6,000円の追加で、6億1,571万5,000円となります。平成17年に温泉エアコン修繕のため借入れいたしました道の振興基金貸付金について、長期債の繰上償還としての追加計上でございます。

職員費、職員費、1目職員給与費38万4,000円の減額で、3億6,608万9,000円となります。退職者2名の発生ほか、特別会計との移動と精査によるものでございます。

6ページの歳入へまいります。2、歳入、使用料及手数料、使用料、5目教育使用料32万円の減額で、124万円となります。奥沢パークゴルフ場使用料で、利用者減による精査でございます。

国庫支出金、国庫補助金、2目土木費補助金12万1,000円の減額で、576万5,000円となります。既設改良住宅修繕事業補助金の精査でございます。

道支出金、道補助金、2目民生費補助金176万3,000円の追加で、1,442万2,000円となります。障害者自立支援対策推進事業補助金の計上でございます。

4目農林水産業費補助金74万1,000円の追加で、74万1,000円となります。森林整備地域活動支援事業補助金の計上でございます。

道支出金、道委託金、1目総務費委託金4万2,000円の減額で、1,499万3,000円となります。各種統計調査委託金の精査でございます。



諸収入、雑入、5目雑入174万6,000円の追加で、2億8,653万2,000円となります。介護サービス収入で、デイサービスセンターの利用者増分として185万9,000円を追加し、その他雑入で11万3,000円の減額でございます。

町債、町債、1目総務債490万円の追加で、1億700万円となります。臨時財政対策債の追加でございます。

3目土木債140万円の減額で、1,520万円となります。1節道路橋りょう債で40万円の減額で、それぞれ精査でございます。2節の公営住宅債10万円の減額につきましても水洗化事業にかかわります精査でございます。

繰越金、繰越金、1目繰越金113万3,000円の追加で、1,527万4,000円となります。前年度繰越金を追加し、財源充当するものでございます。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

---

#### 議案第47号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第13、議案第47号 平成19年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算(第1号)について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第47号 平成19年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算(第1号)について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

本文をご参照ください。

平成19年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ152万円を減額し、歳入歳出予算の総額を

歳入歳出それぞれ1億372万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成19年12月18日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、ご指示によりまして議案第47号について内容の説明をいたします。

2ページをごらんください。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、4款繰入金152万円の減額で、390万7,000円となります。

1項一般会計繰入金、同額であります。

歳入合計が152万円の減額で、1億372万8,000円となります。

2、歳出、1款総務費152万円の減額で、5,539万9,000円となります。

1項施設管理費、同額でございます。

歳出合計が152万円の減額で、1億372万8,000円となります。

4ページの事項別明細書、歳出でございます。

3、歳出、総務費、施設管理費、1目一般管理費152万円の減額で、5,539万9,000円となります。人件費の精査と臨時代替看護師欠員による賃金147万5,000円の減額精査でございます。

歳入へまいります。2、歳入、繰入金、一般会計繰入金、1目一般会計繰入金152万円の減額で、390万7,000円となります。一般会計繰入金を減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

ます。

議案第48号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第14、議案第48号 平成19年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第48号 平成19年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

本文をご参照ください。

平成19年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ222万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,356万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成19年12月18日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、ご指示によりまして議案第48号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款施設サービス収入204万6,000円の追加で、1億4,446万円となり

ます。

1項介護給付費収入184万2,000円の追加で、1億3,130万5,000円となります。

2項自己負担金収入20万4,000円の追加で、1,315万5,000円となります。

4款繰越金17万9,000円の追加で、17万9,000円となります。

1項繰越金、同額でございます。

歳入合計が222万5,000円の追加で、1億6,356万円となります。

2、歳出、1款老人保健施設費222万5,000円の追加で、1億3,896万4,000円となります。

1項総務費、同額であります。

歳出合計が222万5,000円の追加で、1億6,356万円となります。

4ページ、事項別明細書、歳出でございます。

3、歳出、老人保健施設費、総務費、1目一般管理費222万5,000円の追加で、1億3,896万4,000円となります。職員人件費の精査と、あわせまして施設用燃料180万円の追加となるものでございます。

歳入へまいります。2、歳入、施設サービス収入、介護給付費収入、1目施設介護サービス費収入184万2,000円の追加で、1億3,015万9,000円となります。施設介護サービス費の追加計上でございます。

施設サービス収入、自己負担金収入、1目自己負担金収入20万4,000円の追加で、1,315万5,000円となります。施設介護サービス費収入に連動いたしました自己負担金収入を追加計上するものでございます。

繰越金、繰越金、1目繰越金17万9,000円の追加で、17万9,000円となります。前年度繰越金、全額計上するものでございます。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

---

議案第49号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第15、議案第49号 平成19年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第49号 平成19年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

本文をご参照ください。

平成19年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ383万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,623万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成19年12月18日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、ご指示によりまして議案第49号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、4款繰入金383万円の減額で、6,841万円となります。

1項他会計繰入金、同額であります。

歳入合計が383万円の減額で、2億5,623万7,000円となります。

2、歳出、1款下水道費383万円の減額で、1億3,124万6,000円となります。

1項下水道整備費383万円の減額で、1億2,722万3,000円となります。

歳出合計が383万円の減額で、2億5,623万7,000円となります。

3ページ、事項別明細書、歳出でございます。

3、歳出、下水道費、下水道整備費、2目下水道建設費383万円の減額で、1億1,455万1,000円となります。事務職1名の一般会計への異動等、人件費の精査でございます。

歳入へまいります。2、歳入、繰入金、他会計繰入金、1目他会計繰入金383万円の減額で、6,841万円となります。一般会計繰入金を減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

---

議案第50号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第16、議案第50号 平成19年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第50号 平成19年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いをいたします。

本文をご参照ください。

（総則）

第1条 平成19年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成19年度上砂川町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（収入）

科目、既決予定額、補正予定額、計。第1款水道事業収益、1億7,599万7,000円、10万6,000円、1億7,610万3,000円。

第2項営業外収益、3,525万4,000円、10万6,000円、3,536万円。

(支出)

科目、既決予定額、補正予定額、計。第1款水道事業費用、1億7,599万7,000円、10万6,000円、1億7,610万3,000円。

第1項営業費用、1億1,384万5,000円、10万6,000円、1億1,395万1,000円。

(議会の議決を経なければ、流用することのできない経費)

第3条 予算第7条で定めた経費の金額を、次のとおり定める。

科目、既決予定額、補正予定額、計。職員給与、2,285万3,000円、10万6,000円、2,295万9,000円。

(他会計からの補助金)

第4条 予算第8条で定めた、一般会計からこの会計へ繰入を受ける金額「3,372万7,000円」を「3,383万3,000円」に改める。

平成19年12月18日提出

北海道上砂川町水道事業管理者

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長(貝沼宏幸) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長(貝田喜雄) それでは、ご指示によりまして議案第50号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。平成19年度水道事業会計予算実施補正計画書。収益的収入及び支出。収益的収入、1款水道事業収益10万6,000

円の追加で、1億7,610万3,000円となります。

1項営業外収益10万6,000円の追加で、3,536万円となります。

2目繰入金10万6,000円の追加で、3,383万3,000円となります。

収益的支出、1款水道事業費用10万6,000円の追加で、1億7,610万3,000円となります。

1項営業費用10万6,000円の追加で、1億1,395万1,000円となります。

4目総係費10万6,000円の追加で、3,025万6,000円となります。

3ページ、事項別明細書、収益的支出でございます。収益的支出、水道事業費用、営業費用、4目総係費10万6,000円の追加で、3,025万6,000円となります。人件費の追加精査をするものでございます。

収益的収入へまいります。収益的収入、水道事業収益、営業外収益、2目繰入金10万6,000円の追加で、3,383万3,000円となります。一般会計繰入金を充当するものでございます。

以上でございます。

○議長(貝沼宏幸) 以上で内容の説明を終わります。

休会について

○議長(貝沼宏幸) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議案調査のため明日19日から20日までの2日間休会いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(貝沼宏幸) 異議なしと認めます。

したがって、19日から20日までの2日間休会することに決定いたしました。

なお、休会中につきましては常任委員会を開催していただくことになっておりますので、よろし

くお願いいたします。

また、21日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席方よろしくお願いいたします。

---

散会の宣告

○議長（貝沼宏幸） 本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでございました。

（散会 午前11時35分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 貝 沼 宏 幸

署 名 議 員 川 上 三 男

署 名 議 員 小 林 繁

平成 1 9 年

上砂川町議会第 4 回定例会会議録（第 2 日）

1 2 月 2 1 日（金曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議  
午前 1 1 時 1 5 分 閉 会

○議事日程 第 2 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第 4 2 号 改良住宅退去者所有物処分事故の示談及び賠償金の額の決定について
- 第 4 議案第 4 3 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第 4 4 号 上砂川町単身者住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第 4 5 号 空知教育センター組合規約の一部を改正する規約について
- 第 7 議案第 4 6 号 平成 1 9 年度上砂川町一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 8 議案第 4 7 号 平成 1 9 年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 9 議案第 4 8 号 平成 1 9 年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 0 議案第 4 9 号 平成 1 9 年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 1 議案第 5 0 号 平成 1 9 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 1 号）  
議案第 4 2 号～第 5 0 号は、質疑・討論・採決とする。
- 第 1 2 調査第 4 号 所管事務調査について

（追加日程）

- 第 1 3 議案第 5 1 号 平成 1 9 年度上砂川町一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 1 4 意見書案第 1 6 号 地方財政の強化・充実、及び財政健全化法の施行にあたっては地方自治原則の堅持を求める意見書
- 第 1 5 意見書案第 1 7 号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書
- 第 1 6 意見書案第 1 8 号 灯油等石油製品の価格を引き下げするための緊急対策を求める意見書
- 第 1 7 意見書案第 1 9 号 「森林環境税（仮称）」の導入を求める要望意見書
- 第 1 8 意見書案第 2 0 号 第二期地方分権改革にあたり地域間格差の解消を求める意見書
- 第 1 9 意見書案第 2 1 号 「先住民族の権利に関する国際連合宣言」に関する意見書
- 第 2 0 意見書案第 2 2 号 新テロ特措法制定ではなくアフガン問題の政治的解決に転換を求める意見書

○会議録署名議員

5 番 川 上 三 男  
6 番 小 林 繁

開議の宣告

○議長（貝沼宏幸） ただいまの出席議員は 9 名

であります。

柳川議員は、風邪のため欠席の届け出がありました。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成19年第4回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(開議 午前10時00分)

---

#### 会議録署名議員指名について

○議長(貝沼宏幸) 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、5番、川上議員、6番、小林議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

#### 一般質問

○議長(貝沼宏幸) 日程第2、一般質問を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、許可してまいりたいと思いません。

---

#### 川上三男議員

○議長(貝沼宏幸) 5番、川上議員、ご登壇の上ご発言願います。

○5番(川上三男) 私は、平成19年第4回上砂川町の定例議会に当たり、75歳以上の後期高齢者医療制度について質問いたします。

来年4月から後期高齢者医療制度の実施を前に制度の内容を聞いた高齢者やその家族から、とんでもない制度だと、だれがいつどこで決めたと、年寄り早く死ぬといふのかなどの怒りの声が渦巻いています。

この制度は、75歳以上の人を後期高齢者と呼び、他の世代と切り離して保険料を一人一人に負

担させ、月額1万5,000円以上の年金受給者からは介護保険料とともに年金から天引きし、受けられる医療も現役世代とは別建てにして差別しようとするものです。また、保険料を滞納すれば保険証を取り上げ、事実上受診できない事態をつくり出すものです。しかも、新制度では保険料は2年ごとに保険料を見直し、医療給付がふえたり後期高齢者がふえたら保険料が自動的に引き上げられる仕組みまで予定しています。まさに国民皆保険に逆行し、年齢によって医療差別を行う世界でも例のないひどい制度です。その上、これに便乗して65歳から74歳の国保料が年金天引きに変えられます。

今政府は、高齢者の負担増の一部を先延ばしする動きを見せていますが、しかしその内容は1つに70歳から74歳の窓口負担増の1割から2割への倍化計画を1年間延期すること、2つ目には75歳以上の高齢者で現役世代の健保の被扶養者になっている人の保険料を半年間凍結する、その後の半年間は保険料を1割に減額するという程度のものであります。あくまで新制度自体は正しいとして、来年4月からの実施を改めようとしていません。

しかも、政府の一部先延ばしの動きへの対応を迫られている広域連合や市町村の現場では、電算システムの手直しなどの準備に手がとられて来年4月からの実施は事実上不可能との声も上がっています。したがって、このような新制度は先延ばしではなくて、来年4月からの実施を一たん中止し、根本から論議をやり直すべきだと思います。よって、私は政府に以下のことを求めたいと思います。

1つには、部分的な凍結ではなくて、来年4月からの後期高齢者医療制度の実施を中止すること、2つ目には世界にも例のない年齢差別の医療制度は撤回すること、3つ目にだれもが安心してかかる医療制度に改革するために広く国民、自治体、医療機関などの意見も集めて、制度の可否を含めて全面的に討議をやり直すことです。

そこで、私の質問ですが、この上砂川町の後期高齢者は何人いるのか。また、扶養から外れる人は何人か。そして、年金から天引きされない窓口納付は何人か。さらに、この制度の内容を全町民に具体的に知らせる手だてを伺いたいと思います。

そして、最後になりますが、世界でも例のない老人いじめのこの制度について、町理事者側の見解を求めて私の質問を終わります。

○議長（貝沼宏幸） ただいまの5番、川上議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。福祉保健課長。

○福祉保健課長（山本丈夫） ただいまの5番、川上議員の後期高齢者医療制度についての質問につきまして答弁をさせていただきます。

平成20年4月から75歳以上を対象にした現行の老人保健制度にかわる後期高齢者医療制度が始まります。この件につきましては、昨年第4回定例議会において北海道後期高齢者医療広域連合の設置と本年第2回定例議会の後期高齢者システム導入予算に係る議案の中で説明してきたところですが、去る11月22日に開かれました北海道後期高齢者医療広域連合議会におきまして保険料が決定されましたことで、対象となる方々に対しましてようやく制度の全体像を私どももいたしましたしもお示しをできる段階に入ってきたと感じているところでございます。

保険料を中心とした具体的な内容について、今後機会あるごとに住民周知をしていくことに先立ち、議員の皆様にもご理解を願いたいとの意味で主に保険料の概要に関する資料と北海道後期高齢者医療広域連合作成のリーフレットにつきましてあらかじめ配付をさせていただいたところでございます。せっかくの機会でございますので、まずはその資料に沿って内容の説明をさせていただきながら質問の内容にお答えをさせていただきたく、ご理解とご了承を願うものでございます。

配付しております資料でございますが、資料ナ

ンバー3の次にありますA4判のナンバーなしの資料ついてと思います。そちらの後期高齢者医療制度についてをご参照願いたいと思います。その資料でございますが、まず資料の2から3に記載のとおり制度の運営は北海道後期高齢者医療広域連合が行い、保険料の徴収や各種申請、届け出などの窓口業務は各市町村が行うものでございます。

次に、4の から のとおりでございますが、75歳以上全員と75歳未満の一定の障害者が対象となりますが、本町では来年4月現在の見込みでございますが、約920人と見込んでございます。75歳以上の対象者にとって、現行の老人保健制度と大きく変わりますのは、国民健康保険や社会保険等から分離された全くの独立した新たな医療保険制度となることで、介護保険のように個人単位での加入となり、被保険者証が1人に1枚ずつ交付され、医療機関で診療を受けるときはこの被保険者証のみを提示することになります。保険料も国民健康保険のように世帯単位ではなく被保険者ごとに算定され、被保険者一人一人が保険料を支払うことになるものでございます。

5の保険料ですが、被保険者全員が等しく負担をする均等割額、年4万3,143円と所得に応じて負担する所得割率9.63%で算定される所得割額の合計額となります。また、保険料の最高限度額は50万円でございます。国民健康保険税の算定と大きく異なるのは、保険料が被保険者ごとに算定されるため世帯単位の平等割がないことです。また、本町の国民健康保険税の算定には固定資産税によります資産割もありますので、これもなくなります。なお、保険料は2年ごとに見直しをするという予定になってございます。

米印に記載のとおり、保険料は1人当たりの老人医療費が全道平均と比較して20%以上低く、6年間の暫定的な軽減が適用される上川支庁管内中川町ほか14の市町村を除き、道内すべて均一でございます。この15の市町村名につきまして



は、別の緑色のリーフレット、こちらにも掲載をされており、後ほどご参照願いたいと思います。

保険料の計算方法ですが、(1)、保険料額の求め方をご参照願います。ここでは、所得割額の求め方での総所得金額でございますけれども、年金収入の場合はほとんどの場合、おおむね330万円以下というふうに考えていただきたいのですが、ほとんどの場合は年金の収入から120万円を引いた残りが所得でございますので、年金収入200万円だけの場合は120万円を引いた残り80万円が総所得で、この80万円から基礎控除額33万円を引いた47万円に9.63%を掛けると所得割額が計算できるものでございます。

(2)の後期高齢者医療保険料額(年額)という表題でございますが、いずれも年金収入のみの場合で年間の保険料額がどの程度になるかを試算したものでございます。なお、下段の保険税額という欄がございます。こちらの保険税額は、国民健康保険税と比較していただくため、現行税率を用いて仮定の計算をした国民健康保険税の参考数値でございます。

例1は、1人世帯の場合で、一例として縦列の真ん中、年金収入200万円のときでございますが、このときは7万9,700円で国民健康保険税では9万7,200円となり、国民健康保険税より1万7,500円少なくなります。これは、あくまでも本町の場合でございますけれども。

次に、例2でございますが、例2は夫婦2人で構成される世帯で、こちらも一例として夫の年金収入が200万円、妻の年金収入が120万円以下で妻の年金所得、先ほどの120万円を引いた場合は妻の年金収入が120万円であっても所得は出ないこととなります。妻の年金所得が算出されない場合で夫が7万9,700円、妻が3万4,500円で、合計した場合は11万4,200円となり、国民健康保険税では11万7,200円でございますので、3,000円少なくなります。

ただいまの例は、すべてが75歳以上で構成される世帯で国民健康保険からそっくり後期高齢者医療に移行した場合であり、本町ではいずれも国民健康保険税より少なくなる試算となっておりますけれども、夫が75歳以上、妻が75歳未満の場合、これは同じ世帯でも夫は後期高齢者医療、妻は国民健康保険となりまして、それぞれの所得条件によっては逆に国民健康保険より高くなることもございますことをご留意願うものでございます。

被保険者それぞれの保険料は、平成20年4月以降に送付する保険料決定通知書でお知らせすることになります。所得の低い世帯の被保険者は、世帯全体の総所得金額等の状況に応じて、(3)の表の右側のとおり均等割額が軽減されます。これは、国民健康保険税と同様の考え方でございます。

なお、先ほどの年金収入200万円の例では、先ほども所得が80万円と申し上げました。200万円の場合では、所得が80万円で軽減判定所得特別控除、これをまた80万円から引きました残り65万円が軽減判定の際の所得とみなされ、表の一番下の単身、33万と35万円、68万円ということになりますが、68万円以下、そして夫婦の場合は33万円プラス35万円掛ける2人分、70万円、ですからこれは103万以下になりますけれども、これに該当となりまして2割軽減が適用されます。

(4)は、質問にもありました4月から社会保険等の被扶養者から外れる人で、40人ほどと見込んでございます。社会保険等の加入者に扶養されている方は、現在当然ながら保険料の負担がなく、後期高齢者医療制度への移行により新たに保険料を負担することになりますことから、激変緩和措置といたしまして2年間は所得割がかからず、均等割額も5割が軽減され、2万1,500円となります。さらに、これらの方は特例として平成20年度1年間は保険料を9月までは徴収せ

ず、その後の半年は5割軽減後の均等割額2万1,500円の1割2,100円のみ負担ということになります。

(5)の保険料の徴収、納付の関係でございますが、以前にも説明しておりますが、原則介護保険と同様でございますが年金から自動的に納付、徴収されるという特別徴収になります。ただし、年金受給額が年額18万円未満、これは月額にしますと15万円ということになると思いますが、年額18万円未満の方や後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える方は各市町村の条例で定める納期、一般的には国民健康保険の納期と同様になるものでございますが、納付書による窓口等で納める普通徴収の形となります。質問にもありましたこれら普通徴収になる方々でございますが、収入状況の把握がしにくくて、まだ推計の域を出ておりませんけれども、150から200人と見込まれております。

こうした普通徴収を初め、主に市町村が担う保険料の徴収について規定をいたしました後期高齢者医療に関する条例、これにつきましては平成20年の第1回定例議会に提案させていただき予定になっておりますこと、さらに後期高齢者医療保険に係る会計処理につきましては平成20年度から新たに特別会計を設置することになりますこともあらかじめご承知おき願うものでございます。

住民周知の方法でございますが、7月号の町広報におおよそ1ページ大のお知らせ記事を掲載したにとどまっておりますけれども、保険料が決まったことを受けまして道の広域連合から提供された原稿をもとに、このたびの説明内容を中心にしたチラシを1月号の町広報とともに配布する予定でございます。また、3月号町広報でも周知の予定でございます。

さて、この後期高齢者医療制度につきましては、ご指摘のとおり高齢者にとりましては従来以上に負担を強いることにつながる心配と制度の複雑化による混乱が対象者に生じることが予想されま

す。また、新しい制度であるがゆえの問題点もこの時期にきましても数多く潜在していると思われる。近年の福祉や医療にかかわります制度の目まぐるしい変更は、どちらかというところした傾向にあり、医療保険制度維持のためにはやむを得ないということとはいえ、客観的にも好ましい傾向にあるものとは言えません。自治体にとっても既にシステム導入に係る新たな多額の経費負担も生じておりますし、老人保健から新たな制度へ円滑に移行するための業務負担も大きなものがございます。しかしながら、国の制度として包括的に行われる制度である以上は町としても窓口での混乱が極力生じないよう努めるとともに、もろもろの面で改善を要すると思われる部分につきましては町村会を通じて広域連合に対し、意見反映に努めてまいりたいと考えておりますことを申し上げ、答弁とさせていただきますので、ご理解を願うものでございます。

○議長(貝沼宏幸) ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○5番(川上三男) ありません。

○議長(貝沼宏幸) ないようですので、打ち切ります。

以上で一般質問を終了いたします。

---

議案第42号 議案第43号 議案第44号  
議案第45号 議案第46号 議案第47号  
議案第48号 議案第49号 議案第50号

○議長(貝沼宏幸) 次、日程第3、議案第42号から日程第11、議案第50号については既に提案理由並びに内容説明が終了いたしておりますので、順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第3、議案第42号 改良住宅退去者所有物処分事故の示談及び賠償金の額の決定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第42号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号 改良住宅退去者所有物処分事故の示談及び賠償金の額の決定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第4、議案第43号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第43号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第5、議案第44号 上砂川町単身者住宅条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませ

んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第44号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号 上砂川町単身者住宅条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第6、議案第45号 空知教育センター組合規約の一部を改正する規約について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第45号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号 空知教育センター組合規約の一部を改正する規約については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第7、議案第46号 平成19年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）について議題

といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第46号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号 平成19年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第8、議案第47号 平成19年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第47号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号 平成19年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第9、議案第48号 平成19年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第48号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号 平成19年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第10、議案第49号 平成19年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第49号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号 平成19年度上砂

川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第11、議案第50号 平成19年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第50号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号 平成19年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

---

#### 調査第4号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第12、調査第4号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付しておりますように、議会運営委員長より会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査について申し出がありましたので、委員長の申し出のとおりこれを許可してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申し出どおり許可することに決定いたしました。

---

#### 追加日程について

○議長（貝沼宏幸） ただいま議長の手元に議案

1件と意見書案7件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

---

#### 議案第51号

○議長（貝沼宏幸） 日程第13、議案第51号 平成19年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第51号 平成19年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し述べますので、ご審議賜りますようお願いをいたします。

本文をご参照いただきたいと思います。

平成19年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億8,330万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成19年12月21日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、ご指示により

まして議案第51号について内容の説明をいたします。

2ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、14款道支出金50万円の追加で、1億5万3,000円となります。

2項道補助金50万円の追加で、1,574万5,000円となります。

20款繰越金200万円の追加で、1,727万4,000円となります。

1項繰越金、同額であります。

歳入合計が250万円の追加で、25億8,330万円となります。

2、歳出、3款民生費250万円の追加で、6億2,979万1,000円となります。

3項生活保護費250万円の追加で、279万9,000円となります。

歳出合計が250万円の追加で、25億8,330万円となります。

4ページの事項別明細書、歳出でございます。

3、歳出、民生費、生活保護費、2目扶助費250万円の追加で、279万円となります。

お手元に配付してございます高齢者世帯等への福祉灯油助成事業の資料をごらんいただきたいと思っております。このたびの補正につきましては、1の目的に記載のとおり昨今の灯油の高騰に対し、低所得の高齢者世帯等を対象に灯油購入費の一部を平成19年度限り助成するという内容のものでございます。

ご承知のとおり、本町では現行制度といたしまして福祉年金受給者である高齢者と重度身体障害者、そして児童扶養手当の全額支給である母子世帯等に対しまして1世帯8,000円を助成する制度がございます。この制度をベースにいたしまして、さらに対象範囲を一定程度拡充いたしまして実施するというものでございます。

助成対象世帯でございます。平成20年の1月1日現在本町に住所を有し、平成19年度の住民税が非課税の世帯ということでございまして、生

活保護世帯と町税等の滞納をしている世帯は除くということでございますが、具体的には(1)に記載の から に該当する70歳以上の世帯で470世帯と見込みます。そして、あわせまして(2)の重度身体障害者の1、2級者の収入により生活をしている世帯でおおむね30世帯ということでございまして、合わせまして500世帯となる見込みでございます。

資料の中ほどの米印のところでございます。母子世帯につきましては、低所得者とみなされます児童扶養手当の全額支給者を対象にいたしました既存の制度が、福祉灯油燃料の助成事業がございまして、このたびは新たな追加が生じないということでございます。

助成額につきましては、町内の灯油販売事業者2社に有効の灯油の引きかえ券によりまして、1世帯当たり5,000円を助成するというところでございます。引きかえ券の有効期間は平成20年3月末日までとするということでございます。

また、助成の申請等々でございますが、助成は申請によるものといたしまして、申請期間につきましては平成20年1月15日から2月末日までとするものでございます。

また、住民周知でございますが、1月号の町広報でチラシを配布いたしまして、それらの状況を見た上で周知がなお不足しているなどというような場合につきましては、さらに2月号町広報で周知をしてみたいと、このように考えているところでございます。

所要経費につきましては、先ほどもお話し申し上げましたとおり助成額5,000円ということでございます。500世帯分で250万円の所要経費となるということでございまして、歳入につきましては北海道地域政策総合補助金、高齢者等の冬の生活支援事業というメニューでございますが、この上限となります50万円を見込み、計上するものでございます。

予算書へお戻りください。ただいま説明いたし

ました内容によりまして、20節の扶助費で250万円の追加計上をするものでございます。

歳入へまいります。道支出金、道補助金、2目の民生費補助金50万円の追加で、1,492万2,000円となります。高齢者等冬の生活支援事業補助金の計上でございます。

繰越金、繰越金、1目繰越金200万円の追加で、1,727万4,000円となります。前年度繰越金を充当するものでございます。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 内容の説明を終わります。

以上で提案理由、内容の説明が終了いたしました。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。堀内議員。

○2番（堀内哲夫） 4番目の助成の申請及び申請期間ですが、今説明を聞きましたら約500世帯というご説明がございましたけれども、この支給対象者は70歳以上、俗に言う高齢者、弱者でございまして、この方にその申請は、自己申請ということだと思っておりますが、どうなのでしょう。これは、住民サービスという面からいって、ここで500世帯という人数を把握しているわけですから、一定期間申請に出来ない方も中にはいるのではないかと。そういう場合には、何らかの形でこういう制度があるのですよと。それは、町広報で出すのは当然だと思っておりますが、それも目を通さない方もいると思いますので、その点ちょっと住民サービスに向けてひとつ再度確認するような方法をとってもらえたらいいと思うのですけれども、どうぞよろしくをお願いします。

○議長（貝沼宏幸） それらについて、山本課長。

○福祉保健課長（山本丈夫） ただいまのご質問にお答えをしたいと思いますけれども、一応対象者は今把握の作業中でございます。最終的には500世帯というふうに見込んでいるわけですが、それらの方々が最終的にやはり来れないといった方々につきましては、今議員がご指摘の

とおり別な方法で周知をするというふうなことで考えております。ただ、個人情報に絡むものですから、そう簡単にはあなたは対象者ですよと言い切れない部分があるのですけれども、何となく年齢的にあなたは該当しませんかというような言い方で周知を図っていきたいと思っています。

それと、もう一つは、代理人申請も可能でございますので、近所同士で情報交換をした中で、自分は行けないけれども、だれかに頼みたいといった方法も可能でございます。そういったことがもしわからないことがあれば、福祉保健課のほうに問い合わせを都度していただければありがたいと思います。

○2番（堀内哲夫） わかりました。どうもありがとうございます。

○議長（貝沼宏幸） よろしいですか。

○2番（堀内哲夫） はい。

○議長（貝沼宏幸） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） では、ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第51号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号 平成19年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり決定いたしました。

---

#### 意見書案第16号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第14、意見書案第16号から日程第20、意見書案第22号までの7件の意見書案の本文については相当量になっ

ております。

お諮りいたします。意見書案の本文読み上げについて省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第16号から意見書案第22号まで、本文読み上げによる内容説明を省略することに決定いたしました。

日程第14、意見書案第16号 地方財政の強化・充実、及び財政健全化法の施行にあたっては地方自治原則の堅持を求める意見書について議題といたします。

4番、大内議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（大内兆春） 地方財政の強化・充実、及び財政健全化法の施行にあたっては地方自治原則の堅持を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成19年12月21日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸 様

提出議員 大 内 兆 春

賛成議員 森 国 三 高 橋 成 和

川 上 三 男 椿 原 満 春

本文に入りますが、朗読、内容説明は省略させていただきます。

意見書案第16号 地方財政の強化・充実、及び財政健全化法の施行にあたっては地方自治原則の堅持を求める意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月21日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸

提出先 内閣総理大臣、総務大臣。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第16号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第16号 地方財政の強化・充実、及び財政健全化法の施行にあたっては地方自治原則の堅持を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

---

意見書案第17号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第15、意見書案第17号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書について議題といたします。

3番、高橋議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3番（高橋成和） 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成19年12月21日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸 様

提出議員 高 橋 成 和

賛成議員 大 内 兆 春 森 国 三

川 上 三 男 椿 原 満 春

本文に入りますが、朗読、内容説明は省略させていただきます。

意見書案第17号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月21日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸



提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第17号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第17号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

---

#### 意見書案第18号

○議長（貝沼宏幸） 日程第16、意見書案第18号 灯油等石油製品の価格を引き下げのための緊急対策を求める意見書について議題といたします。

2番、堀内副議長、ご登壇の上ご発言願います。

○2番（堀内哲夫） 灯油等石油製品の価格を引き下げのための緊急対策を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成19年12月21日

上砂川町議会議長 貝沼宏幸様

提出議員 堀内哲夫

賛成議員 柳川暉雄 小林繁

大内兆春 川上三男

本文に入りますが、朗読、内容説明は省略させていただきます。

意見書案第18号 灯油等石油製品の価格を引き下げのための緊急対策を求める意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月21日

上砂川町議会議長 貝沼宏幸

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、資源エネルギー庁長官、総務大臣、財務大臣。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第18号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第18号 灯油等石油製品の価格を引き下げのための緊急対策を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

---

#### 意見書案第19号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第17、意見書案第19号 「森林環境税（仮称）」の導入を求める要望意見書について議題といたします。

2番、堀内副議長、ご登壇の上ご発言願います。

○2番（堀内哲夫） 「森林環境税（仮称）」の導入を求める要望意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成19年12月21日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸 様

提出議員 堀 内 哲 夫

賛成議員 椿 原 満 春 小 林 繁

大 内 兆 春 川 上 三 男

本文に入りますが、朗読、内容説明は省略させていただきます。

意見書案第19号 「森林環境税(仮称)」の導入を求める要望意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月21日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、環境大臣、北海道知事。

以上でございます。

○議長(貝沼宏幸) 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(貝沼宏幸) ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(貝沼宏幸) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第19号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(貝沼宏幸) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第19号 「森林環境税(仮称)」の導入を求める要望意見書は、原案のとおり決定いたしました。

---

意見書案第20号

○議長(貝沼宏幸) 次、日程第18、意見書案第20号 第二期地方分権改革にあたり地域間格差の解消を求める意見書について議題といたしま

す。

2番、堀内副議長、ご登壇の上ご発言願います。

○2番(堀内哲夫) 第二期地方分権改革にあたり地域間格差の解消を求める意見書(案)。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成19年12月21日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸 様

提出議員 堀 内 哲 夫

賛成議員 柳 川 暉 雄 大 内 兆 春

森 国 三

本文に入りますが、朗読、内容説明は省略させていただきます。

意見書案第20号 第二期地方分権改革にあたり地域間格差の解消を求める意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月21日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、北海道知事。

以上でございます。

○議長(貝沼宏幸) 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(貝沼宏幸) ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(貝沼宏幸) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第20号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(貝沼宏幸) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第20号 第二期地方分権改革にあたり地域間格差の解消を求める意見書

は、原案のとおり決定いたしました。

---

意見書案第21号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第19、意見書案第21号「先住民族の権利に関する国際連合宣言」に関する意見書について議題といたします。

10番、椿原議員、ご登壇の上ご発言願います。

○10番（椿原満春） 「先住民族の権利に関する国際連合宣言」に関する意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成19年12月21日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸 様

提出議員 椿 原 満 春

賛成議員 小 林 繁 大 内 兆 春

横 溝 一 成

本文に入りますが、朗読、内容説明は省略させていただきます。

意見書案第21号「先住民族の権利に関する国際連合宣言」に関する意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月21日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、内閣官房長官。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第21号を原案のとおり決定すること

にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第21号「先住民族の権利に関する国際連合宣言」に関する意見書は、原案のとおり決定いたしました。

---

意見書案第22号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第20、意見書案第22号 新テロ特措法制定ではなくアフガン問題の政治的解決に転換を求める意見書について議題といたします。

5番、川上議員、ご登壇の上ご発言願います。

○5番（川上三男） 新テロ特措法制定ではなくアフガン問題の政治的解決に転換を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成19年12月21日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸 様

提出議員 川 上 三 男

賛成議員 大 内 兆 春 森 国 三

高 橋 成 和

本文に入りますが、朗読、内容説明は省略させていただきます。

意見書案第22号 新テロ特措法制定ではなくアフガン問題の政治的解決に転換を求める意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月21日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸

提出先 内閣総理大臣、防衛大臣。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第22号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第22号 新テロ特措法制定ではなくアフガン問題の政治的解決に転換を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

---

#### 年末あいさつ

○議長（貝沼宏幸） 以上で今定例会に付議されました案件につきましては、すべて終了いたしました。

ことし最後の定例会でございますので、町長、教育委員長よりごあいさつをいただきたいと思えます。初めに、町長。

○町長（加賀谷政清） ことしの最終議会の閉会に当たりまして、ごあいさつをさせていただきたいと思えます。

私は、昨年4月に皆さんのご支援をいただいて町長に就任をいたしました。ご協力によりまして、何とか1年7カ月を経過することができました。そして、本日の第4定も無事終了することができました。この間、議員の皆さん方には大変厳しい環境の中でありまして、多くの問題や課題解決に当たり大変お世話になりました。心から感謝を申し上げたいと思えます。さらにまた、各提出議案につきまして真摯なご審議を賜り、提案どおり可決いただきましたことに対しまして心から厚く御礼を申し上げたいと思えます。

昨年問題となりました旧産炭地の5市1町の空知産炭地域総合発展基金の一括返済の問題につきましては、町民や議員各位のご協力によりまして

この3月に何とか解決を見ることができました。また、この一括返済に当たりまして財政調整基金を全額充当し、さらにまた実質公債費比率も全国第2番目の高い比率となったことから、国や道から財政立て直しを図るさらなる健全化計画の策定を求められまして、職員や議員の皆さんの人件費の削減を中心に大変厳しい内容の計画となったところでありますが、財政再建団体への転落を避ける緊急やむを得ない措置ということでご理解をいただいで実施をさせていただきまして、財政収支を図ることができました。改めまして、この場をおかりいたしまして町民や議員、職員のご理解とご協力に心から感謝申し上げたいと思えます。

また、先日の町長行政報告でも申し上げましたが、夕張市の財政破綻を受けまして新たな地方自治体の財政破綻基準の4つの指標が総務省から公表されたわけではありますが、本町の場合、早くから町民や議会の協力によりまして行財政改革を進めてきたこともありまして、現状ではいずれの破綻の基準に該当しない財政状況となっておりまして、今後もこの健全化計画に沿って着実に行政運営を進め、健全化に努めてまいり所存でございます。

また、市町村合併につきましては、現在国の第29次地方制度調査会において、今後の合併を含めて小規模自治体のあり方について協議されておりますが、本町のような小規模な自治体でありましては窓口業務だけを担って、他のものについては都道府県知事や、あるいは近隣の自治体に担当させるなどの特例町村制度が議論されておりまして、今後私どものような小規模町村の行政運営は非常に困難になってくるものと思っております。

こうした中にありまして、昨年ですか。道の合併構想に基づきまして、砂川市を中心とした2市3町による地域懇談会で合併についての財政シミュレーション等、勉強会、研究を進めてきたところでありますが、産炭地との財政格差などに各市

町の考え方に温度差もございまして、9月以降協議も進んでいない実態になっているところであります。このことは、合併をするしないは別にいたしましても財政状況の悪い地域が合併の協議すら参加できない状況になってしまうおそれがあるのではないかと私は思っております。そうした意味で、この2市3町の協議は今後の北海道の合併問題にも大きな影響を与えるものと思っております。そうした意味からも今後国や道の支援や協力をいただきながら、引き続きましてこの協議に参加をして協議を進めてまいりたいと考えてございます。

本町にとりましては、ご承知のように人口も減少しておりますし、高齢化率も40%を超えてしまいました。そういった面では、さらに財政問題や合併問題など多くの課題を抱えて厳しい行政運営となると思いますが、さらなる行政課題を克服しながら、4,300人の町民の皆さんがこの上砂川町で幸せに暮らせるよう職員と一丸となって全力を尽くす所存でございますので、引き続きまして議員各位のご支援、ご協力を切にお願いを申し上げます。

ことしも残すところ10日余りとなりました。皆さん方には、健康に十分ご留意されまして、ご家族ともども元気でよいお年をお迎えくださるよう念願をいたすところでございます。ことし1年間、議員の皆さんのご協力に感謝を申し上げます、ごあいさつといたします。この1年間、大変ありがとうございました。

○議長（貝沼宏幸） 引き続き教育委員長。

○教育委員長（大西よし子） 初めてのことで、原稿を見ながらごあいさつをさせていただきます。

平成19年の最終定例会に当たりまして、教育委員会を代表いたし、一言ごあいさつ申し上げます。議員の皆様には、本年も厳しい町財政の中で教育全般にわたり温かい、そして特段の配慮を賜りましたことをお礼申し上げます。特に予算面に

つきましては、教育施設等につき格段のご理解とご支援を賜り、また今回の灯油値上げ等におきましても本定例会において補正予算等にてのご配慮、重ねてお礼を申すところでございます。

さて、今年度は4月に統一地方選挙がありました。そしてまた、7月に参議院の選挙と、ねじれ国会で国会もさま変わりをいたしました。その中で教育再生を最課題として教育基本法が60年ぶりに改正されました。それを受けて教育3法、教育制度の改正が6月20日に可決、成立してしまったところでございます。教育改革の政策課題の十分な討議も見きわめずに決められてしまったという感じを受けております。

全国学力テストの件は、樫教育長が教育行政報告でいたしておりましたので、内容については省かせていただきますが、学力低下を指摘されたゆとり教育制度の見直しと、また学校現場は大変な厳しい仕事が行っている、このように思われてなりません。ともあれ今回の全国学力テストの結果を含めて、子供たちの学力につきましては学校と連携のもとに日常生活の調査や指導を見詰めながら、わかる授業に向けての指導法を学校職員とともに考える体制を整えていかなければならないのではないかというふうに考えております。議員の皆様のご助言をいただければ幸いと存じています。

未来を担う子供たちの心身ともに育ってくれることを願う教育活動は、学校、そして家庭、地域と協働の成立がなされるということはだれもが今言っていることです。しかし、現実にはなかなか難しく悩むところでございます。コミュニケーションを重ね、努力していかなければならないのではないかと日々考えております。教育行政を預かる私どもは、常に事象を正確にとらえて、その背景にある事柄を解きほぐし、見きわめていくという地道な取り組みが必要だということを考えております。このことを肝に銘じて任を果たしていくよう努力しようという日々でございます。

最後になりましたが、皆様のご家庭おそろいで平成20年度、よいお年を迎えられますことをご祈念申し上げ、ごあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（貝沼宏幸） 本年最後の第4回定例会の閉会に当たりまして、私からも一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

さて、この1年間を振り返りますと、いろんな出来事がありました。先ほど町長のあいさつの中でもありましたように、昨年6月から問題になっていた空知産炭地域総合発展基金については、昨年12月に金融機関からの一時借入れによって北海道産炭地域振興センターに一括返済いたしまして、そして本年に入りまして1月以降、加賀谷町長や関係職員によりまして発展基金の取り崩しの方法等について国、道と協議をいたしまして町有財産である上砂川岳温泉施設等を上砂川振興公社に売却処分することとして、その温泉施設を中心とした新事業に対して発展基金の取り崩しが認められ、本年3月にこの発展基金問題はすべて解決を見たところであります。この間、町理事者の大変な努力がこの解決に実を結んだものと、私は深く敬意と感謝を表するものであります。

また、4月には北海道知事、道議会議員選挙が行われ、さらには7月には参議院選挙が行われましたが、特に参議院選挙では自民党が大敗を喫しまして、国会は衆議院と参議院がねじれ国会という現象の結果になっております。なぜこのような結果になったのかなど、その要因を振り返りますと、去るこの6年間に小泉内閣発足後の聖域なき構造改革政策が一方的に国民に痛みを押しつけ、さらに三位一体改革、地方切り捨ての政策や大幅な13年度からの地方交付税の減額等によりまして地方の財政が大変厳しくなってきたことや地域の格差、そして国民の所得格差が生じまして国民生活が一段と苦しくなってきたということに対する国民の反発があったのではないかと、このあいには私は思っているところであります。

さらには、平成18年4月からスタートした新合併特例法の中では、1万人以下の小規模自治体は知事の権限によって合併の枠組みや合併協議会の設置等の指導、勧告を行えるということになりまして、当町も道から一昨年示されましたパターンによれば、先ほど町長の話もありましたように砂川市を中心とした2市3町となっております。一昨年は途中で基金問題がありましてストップしておりましたが、本年7月以降何回か首長や関係職員の会議を開催いたしまして財政問題などを検討協議したようでありますが、この産炭地の財政問題もありまして合併協議もなかなか前に進まない状況にあるようであります。しかし、明年3月春ころにはこの合併問題について一定の方向が見えてくるのではないかと、するのかもしれないのか、できるのかできないのかということが見えてくるのではないかと思います。

また、平成18年度から第3次の行財政改革を実施しておりましたところ、今回の起債問題解決のため本年4月から人件費を主としたさらなる行財政改革を進めているところでありますが、これからは行政と議会、そして住民が相互理解を深めましてこの難局を乗り切って、早い時期に職員の人件費等の復元をして住民が安心して生活できる安定した行財政運営ができるよう期待しているところであります。

こうした厳しい情勢の中で、議員各位におかれましては今年開催されました各定例会、臨時会に提案されました各案件につきまして慎重審議の結果、そのすべてが議決、決定され、円滑な議会運営にご協力を賜りましたことに対し、心から深く感謝を申し上げます。

結びになりますが、ことしも残り少なくなりました。どうか理事者の皆様、そして議員の皆様には健康に留意されまして、家族ともどもお元気で新しい年を迎えられるようご祈念申し上げ、簡単でございますが、ごあいさつにかえたいと思いません。本年1年間、どうもありがとうございました。

---

閉会の宣告

○議長（貝沼宏幸） 以上で平成19年第4回上砂川町議会定例会を閉会いたします。大変どうもご苦労さまでございました。

（閉会 午前11時15分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 貝 沼 宏 幸

署 名 議 員 川 上 三 男

署 名 議 員 小 林 繁

出席議員

議席 番号	氏 名	4 定	
		12.18	12.21
1	貝 沼 宏 幸		
2	堀 内 哲 夫		
3	高 橋 成 和		
4	大 内 兆 春		
5	川 上 三 男		
6	小 林 繁		
7	横 溝 一 成		
8	柳 川 暉 雄		×
9	森 国 三		
10	椿 原 満 春		



説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	4 定	
		12.18	12.21
町 長	加賀谷 政 清		
副 町 長	貝 田 喜 雄		
教 育 長	櫻 満 雄		
教育委員長	大 西 よし子		
監 査 委 員	道 藤 秋 夫		
監査事務局長	渡 辺 修 一		
総務財政課長	永 井 孝 一		
企画産業課長	林 智 明		
福祉保健課長	山 本 丈 夫		
町民生活課長	高 橋 良		
建設水道課長	高 木 則 和		
出 納 室 長	勝 又 寛		
消 防 長	川 下 清		
教 育 次 長	小 林 均		
老人保健施設長 町立診療所事務長 特別養護老人ホーム施設長	是 洞 春 輝		

事務局職員出席者

職 名	氏 名	4 定	
		12.18	12.21
事 務 局 長	渡 辺 修 一		
書 記	高 橋 真利子		